

2020年度町田市食品衛生監視指導計画実施結果

町田市

2020年度町田市食品衛生監視指導計画実施結果

町田市は、食品衛生法第24条の規定に基づき「町田市食品衛生監視指導計画」を策定し、各種事業を実施しています。このたび、2020年度の実施結果を取りまとめましたので報告します。

1 実施期間及び実施区域

実施期間：2020年4月1日から2021年3月31日まで

実施区域：町田市（以下、「市」という。）内全域

2 実施体制

食品衛生に関する監視指導及び収去は、市保健所生活衛生課が実施しました。

収去検体の検査は、厚生労働大臣登録検査機関に委託しました。

苦情・食中毒検体の検査は、東京都健康安全研究センターに委託しました。

なお、東京都（以下、「都」という。）と協定した「食品衛生行政の運営に関する細目協定」に基づき、市内の大規模製造業等、一部の施設に対する監視指導及び収去検査は、都が実施し、都の実施結果として計上されています。

3 監視指導

(1) 立入検査

市内の飲食店営業、菓子製造業等の食品関連許可施設及び社会福祉施設等の届出給食施設等に対し、ノロウイルス、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌等による食中毒予防、食品表示の適正化、衛生的な食品の取扱い等について監視指導を実施しました。

区 分	監視件数	2020年度末 許可・届出件数
食品衛生法許可施設	2,844件	5,146件
都条例許可・届出施設	430件	936件
合 計	3,274件	6,082件

(2) 収去検査

市内に流通する食品について、食品の特性に応じた検査項目を設定し、収去^{※1}検査を実施しました。

区 分	収去品目数	違反品目数
細菌検査	51品目	0品目
理化学検査	24品目	0品目
合 計	75品目	0品目

※1 「収去」とは、食品衛生監視員が営業者等から必要な検査のために食品等が無償で徴収する行為のことで、食品衛生法第28条に規定されています。

(3) 表示検査

都と連携して行う夏期及び歳末一斉監視事業において、販売店、飲食店等で陳列、販売、使用されている食品について、食品表示法に基づく事項の表示検査を実施しました。

表示検査品目数 589品目

表示違反（不適正を含む）品目数 6^{※2}品目

※2 内訳（複数計上あり）

（期限表示：5品目、食品添加物：2品目、食品関連事業者：1品目）

(4) 催事等における安全確保対策

市民自らが実施するイベント等について、保健所窓口にて衛生指導を実施したうえ、届出を受理しました。

行事開催届・模擬店開設届受理件数 21件

(5) 食中毒調査

ア 食中毒発生状況

食中毒疑い発生時に、原因究明及び被害拡大防止を目的として、食中毒調査を実施しました。

原因施設に対しては、食品衛生法第54条、第55条の規定に基づき、営業停止命令及び施設、取扱改善命令又は衛生指導を実施しました。なお、営業停止命令等の行政処分を実施したものについては、食品衛生法第63条の規定に基づき、町田市ホームページで公表しました。

※ 市内で発生した食中毒

発生年月	病因物質	原因施設	患者数
2020年7月	カンピロバクター、サルモネラ	飲食店	3名
2020年9月	アニサキス	販売店	1名
2021年2月	ウェルシュ菌	集団給食施設	112名

イ 食中毒関連調査

市外の施設が原因施設と強く疑われる場合の食中毒疑い発生時に、他の自治体からの依頼により、市民等に対する食中毒調査を実施しました。

調査対象者 11名（うち発症者 8名）
 検査検体数 5検体（うち病原体検出数 3検体）
 調査対象施設数 12軒

(6) 食品等の苦情・相談への対応

ア 市民等から寄せられた苦情について、

施設等の調査を実施したもの 27件

苦情内容内訳	有 症	異 物 混 入	施 設 設 備	食品等の 取 扱 い	異 味 異 臭
		3	5	6	5
従 事 者	腐 敗 変 敗	表 示	そ の 他		
		2	1	2	1

- イ 一般的な相談や問い合わせに対応したもの
- | | |
|-----------|----------|
| 窓口で対応したもの | 4, 467件 |
| 電話で対応したもの | 14, 270件 |

4 自主的衛生管理の推進支援

(1) 現場簡易検査

市内の食品関連施設44軒、小学校42校及び保育園97園に対し、スタンプスプレッド法による現場簡易検査を1,495検体実施しました。

(2) 講習会

市内の食品取扱従事者等に対し、食中毒予防に関する情報及び最新の食品衛生情報を提供するために、食品衛生講習会を開催しました。

食品取扱従事者等に対する講習会

6回開催 266名参加

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、食品衛生実務講習会Aについては書面開催（ホームページでの資料閲覧又は資料送付）。

(3) 衛生教育資料の貸出し

市内の食品取扱従事者、給食施設従事者及び市民に対し、衛生教育資料を貸し出しました。

手洗いチェックキット	30団体	約1,143名利用
衛生教育ビデオ・DVD	9団体	

5 市民及び食品取扱従事者等への普及啓発

「広報まちだ」及び町田市公式SNS「まちだの食のわ」で食品衛生関係の記事を掲載しました。

「食べものミミより情報」を年3回（計10,500部）発行し、窓口、講習会及びイベント等で配布しました。